

令和6年度 大田区学童保育における弁当配食事業者

募集要項

令和6年5月

目次

- 1 目的
- 2 募集内容等
 - (1) 募集内容
 - (2) 事業協力内容
 - (3) 弁当配食実施期間（予定）
 - (4) 弁当配食実施施設（予定）
 - (5) 弁当配食の概要
 - (6) 参加条件
 - (7) 欠格事項
 - (8) 実施者の責務及び注意事項
- 3 スケジュール・応募方法等
 - (1) スケジュール
 - (2) 質疑応答
 - (3) 応募書類
 - (4) 書類の提出方法
- 4 事業者選定方法等
 - (1) 選定方法
 - (2) 評価項目
 - (3) 選定
 - (4) その他
- 5 準備期間における注意事項
- 6 事後ヒアリング
 - (1) 日程
 - (2) 場所
 - (3) ヒアリング内容(予定)
- 7 問合せ先

【別添資料】

【様式集】

1 目的

区立小学校の夏季学校休業日において学童保育等を利用する児童の保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進することを目的とする。

2 募集内容等

(1) 募集内容

こども向けの弁当配食全般に関する知識や経験、安全管理、事業運営スキルを有する弁当配食事業者(以下「実施者」という。)を募集する。

(2) 事業協力内容

ア こども向け弁当配食サービス全般(弁当の注文受付、支払い、弁当の確保、各施設へ運搬及び配食等)

イ 弁当配食に係る広報物作成及び印刷(献立表や利用方法のチラシ)

ウ 利用者数及び利用状況の報告

エ 事後ヒアリングへの参加

※詳細は協議の上決定し、区と実施者で学童保育弁当配食に係る協定書を取り交わして事業実施予定。

(3) 弁当配食実施期間 (予定)

令和6年7月22日(月)から令和6年8月30日(金)まで

※土曜日、日曜日、休日を除く

(4) 弁当配食実施施設 (予定)

区内全域の児童館等学童保育施設及び学校内学童保育施設

実施予定施設は、別紙1「令和6年度大田区学童保育施設一覧」のとおり

(5) 弁当配食の概要

ア 区は弁当配食の案内について、学童を利用する保護者に周知する。

イ 弁当配食を希望する保護者は、各自で実施者へ申込み・支払いを行う。

ウ 学童保育施設は注文された弁当を実施者から受け取り、昼食時に提供する。

(6) 参加条件

ア 対象施設へ弁当配食が可能であること。

イ 1食から注文及び配達が可能であること。

ウ 配食に係る利用者との契約に、区が関与しないこと。

エ 概ね午前11時45分までに弁当の配食を完了すること。

オ 1食あたりの利用者負担は、税込み600円までの範囲とすること。

カ 代金の支払いについては、現金の取り扱いは行わず、クレジットカード

ード払い、口座振替等のキャッシュレス決済等、保護者の利便性に考慮した方法とすること。

キ 弁当の受渡しの際に、当日分の昼食を提供するために必要な情報が記載された納品書を施設に提出すること。

ク 区が定める「大田区学童保育弁当配食における情報セキュリティ基準」(別紙2)を満たすこと。

ケ 衛生面と品質管理に万全を期すること。

コ 本事業の実施に向けた関係者との調整を積極的に実施する事業者であること。

サ 本事業の実施に際して必要となる一切の費用を自ら負担することに同意する事業者であること。

シ 公序良俗に反しない取組を実施する事業者であること。

ス 大田区における契約に関する特約(暴力団特約)の趣旨を理解し、本事業において特約の内容を遵守する事業者であること。

(7) 欠格事項

応募者が以下の欠格事項のいずれかに抵触する場合は、応募することができない。

また、選定後に、欠格事項に抵触することが判明した場合は、選定を取り消すこととする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者(同法に基づく更生手続き開始お決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(同法に基づく再生手続き開始の決定後、区の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)

- キ 銀行取引法、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者
- ク 国税又は地方税を滞納している者
- ケ 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく指名停止期間中の者
- コ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けた者
- サ 募集要項公表後、本事業に関して、担当部局への事務的な連絡(書類提出に係る事前連絡、応募に当たっての質問等)及び法令の確認等を除き、区の事前の許可なく区職員に接触した者。

(8) 実施者の責務及び注意事項

- ア 実施者の責務において、区民及び業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- イ 実施者は、区の指示及び各種法令を遵守すること。
- ウ 実施者による取組が関係法令に違反して又は応募内容に反し、若しくは著しく不適切である場合又は公益上やむを得ず必要がある場合は、区は本事業を取り止めさせることがある。
- エ 実施者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。協定の解除及び期間満了後においても同様とする。
- オ 実施者は、個人情報について、別紙「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を遵守すること。
- カ 本事業に責任者として正規社員を配置し、窓口等連絡体制を区に報告するとともに、食品衛生管理者を配置すること。
- キ 本事業の全部又は管理監督責任など主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- ク 本事業実施に係る自らのリスクが担保できる保険に加入すること。
- ケ 事前に「7. 問合せ先」に確認した上で、本事業実施に当たって必要に応じて実施施設と調整し、各種手続きを主体となって実施すること。
- コ 実施者は、食品衛生責任者等の資格及び、公的機関の定める営業許可証(東京都の許可)を有するものとする。
- サ 衛生管理及び食中毒等の予防を徹底し、弁当の品質を確保すること
- シ 実施者は、業務の遂行に際して、サービス実施者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うこと。
- ス 食中毒発生時の事故等、不測の事態に備えた緊急連絡体制を各履行場所責任者及び発注者へ提出すること。
- セ 異物混入等の事故が起きないように、食品衛生責任者による食材料の納入時の検収を徹底し、作業開始前に器具等の破損箇所や、破損の恐れがないこと等を十分に注意すること。異物混入があった場合、又はその疑

いがある場合は、食品衛生責任者が速やかに区、各履行場所並びに発注者へ連絡すること。

ソ 実施者は、本事業の実施により実施施設に損傷を与えた場合は、速やかに区に報告するとともに、実施者自らの責任と費用負担において解決に当たること。

タ 実施者は、荒天・自然災害等をやむを得ず営業停止又は中止する場合は、事前に区に連絡すること。区による補償は行わない。

チ その他不明な点については、区担当者と協議すること。

3 スケジュール・応募方法等

(1) スケジュール

事業者公募開始（募集要項等HP掲載）	令和6年5月17日（金）
質問事項の締切	令和6年5月22日（水）17:00 必着
質問事項への回答	令和6年5月27日（月）予定
応募書類・企画提案書等提出期限	令和6年5月31日（金）17:00 必着
審査結果通知	令和6年6月 中旬
協定締結	令和6年6月 下旬

※期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

(2) 質疑応答

質問がある場合は「質問書」（様式-5）を締切期限までに電子メールで「7 問合せ先」へ送付し、電子メール送付後、受信確認の電話をしてください。

質問書に対する回答は、区のホームページに掲載します。質問者名は公表しません。

(3) 応募書類

関係法令を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な確認を行った上で、提出書類を作成してください。応募書類については、No. 1～4 及び実施状況関係書類とします。

No.	提出書類	様式
1	応募申請書	様式-1
2	企画提案書	様式-2
3	法人等の概要	様式-3
4	業務実績	様式-4
5	質問書	様式-5

実施状況関係書類	会社案内・概要・パンフレット等
	業務の実施体制に関する資料
	食品衛生責任者証明書類 (必須)
	衛生管理に関する資料
	危機管理体制に関する資料
	標準的な弁当内容の写真 (必須)
	1か月分の献立表 (必須)
	弁当に関する資料
	弁当注文・支払いに関する資料
	配送予定ルートに関する資料

(4) 書類の提出方法

提出期限までに、「7 問合せ先」に電子メールにて送付することとし、電子メール送付後、受信確認の電話をしてください。

4 事業者選定方法等

(1) 選定方法

本区職員で構成する「大田区学童保育における弁当配食事業者選定委員会」を設置し、書類審査により事業者選定を行います。

(2) 評価項目

書類審査における評価項目等につきましては以下のとおりです。

評価項目	評価視点
実施体制	業務の実施体制が明示されているか。 責任者、担当者、調理等、弁当の提供及び配送に関する人員配置体制が整っているか。
衛生管理体制	衛生管理に関する方針が示されているか。
危機管理体制	食中毒や災害等への対応マニュアルが整備されている等の方針があるか。 急なトラブル等、利用者からの問合せ対応を行う連絡の方法・手段等の体制は整えられているか。 個人情報保護への会社方針はあるか。 配送時の個人情報(納品書等)が適切に管理されているか。
弁当の内容等	小学生向けの献立であるか。 献立のバラエティは豊かであるか。 主食・副菜の種類、栄養バランス、彩りを考慮した献立であるか。 食物アレルギーを考慮した弁当の提供が可能であるか。

	弁当1個当たりの提供価格は適正であるか。
注文、支払いの利便性	注文から支払いまでの利便性の良い仕組みが整っているか。
環境への配慮	弁当容器と残菜の回収など環境への配慮が行われているか。
配送体制	安全に考慮した弁当の配送が行われているか。 配送ルート等、配送体制が整っているか。
業務実績	類似業務の実績は豊富か。 過去の実績配送施設、配食数、配達エリアが提示され、業務遂行の実現性、サービスの質の維持が期待できるか。

(3) 選定

- ア 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
- イ 審査経過は公表しないものとし、選考結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。
- ウ 選定結果については、本区のホームページ等に公表します。
- エ 選定の結果、全ての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合は、選定事業者該当なしとする場合があります。

(4) その他

- ア 本事業への募集に要する一切の費用(提出書類の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- イ 提出すべき書類に不備や虚偽内容が記載されている場合は、審査対象としません。
- ウ 提出書類等の著作権は応募者に帰属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。

5 準備期間における注意事項

選定された応募者は、選定後に実施する協議の場に必ず出席すること。

6 事後ヒアリング

本事業による効果や課題を検証することを目的とした事後ヒアリングを実施します。なお、「(3)ヒアリング内容(予定)」に記載した項目について報告書を取りまとめ、ヒアリング時に区に提出していただきます。

(1) 日程

令和6年9月中(予定)

(2) 場所

大田区 こども家庭部 子育て支援課(本庁舎)

(3) ヒアリング内容(予定)

ア 配食実施施設ごとの日別、弁当種別の利用実績等を集計及び、課題を
まとめて報告すること。

イ 準備段階、実施当日における課題について報告すること。

ウ その他、区への要望等

7 問合せ先

大田区 こども家庭部 子育て支援課 子育て支援事業調整担当
担 当：本多、大森

所在地：〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号(本庁舎)

電 話：03-5744-1778

電子メール：kod-ko@city.ota.tokyo.jp

【別添資料】

別紙1 令和6年度大田区学童保育実施施設一覧

別紙2 大田区学童保育弁当配食における情報セキュリティ基準

【様式集】

様式1 応募申請書

様式2 企画提案書

様式3 法人等の概要

様式4 業務実績

様式5 質問書